

ふながた

花ことば「スイートピー」
門出



お知らせ版

固定資産税台帳の 縦覧について

地方税法第415・416条の規定により、平成22年度の固定資産税台帳を、次の期間により縦覧します。

- ▼期間／4月1日(木)～5月31日(月) 土日祝日を除く
- ▼時間／午前9時～午後4時
- ▼その他／土地・家屋の適正な課税には万全を期しておりますが、万が一誤りなどがある場合はこの縦覧期間に訂正調整します。

危険物取扱者試験

- ▼試験日／6月12日(土)
- ▼種類／甲・乙・丙(全類)
- ▼会場／新庄神室産業高校
- ▼願書受付期間／4月19日(月)～28日(水)
- ▼問い合わせ／(財)消防研究センター 山形県支部 ☎023(631)0761

縦覧場所・問い合わせ

舟形町役場町民課税務国保班 ☎(32)2111(内線333)

日本語教室の開催

暮らしに役立つ日本語を学びます。

▼対象／日本語を学びたい外国出身の方

▼コース

- ①初級(日曜日午前)
- ②初級～中級(水曜日夜間)
- ③中級～上級(土曜日夜間)
- ▼期間／4～7月(各14回)
- ▼会場／新庄市民プラザ
- ▼費用／各1,000円
- ▼問い合わせ／新庄市民プラザ ☎(22)4200

交通事故にあわれた方のご相談に専門の相談員が応じます

相談無料

社団法人 日本損害保険協会 東北支部
山形自動車保険請求相談センター

☎023-633-0589

http://www.sonpo.or.jp

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00 13:00～17:00

※来訪される場合、事前にご連絡ください。

弁護士相談日 毎月第1・3水曜日 ※予約制要面談
13:00～16:00

相談してよかった



就職サポート相談窓口開設中!

あなたの就職活動を応援します。キャリアコンサルタントが丁寧にお答えします! 巡回相談を開始しています。相談は無料です。

▼日時／4月8日(木)、22日(木)

午前10時～午後4時

▼場所／舟形町中央公民館 小会議室

▼問い合わせ／最上地域雇用創造推進協議会

☎(23)6212

常設の窓口はこちら

◆場所／こらっせ新庄

◆日時／月・火・木・金・土曜日
(祝日を除く)

午前10時～午後5時

～下水道からのお知らせ～



○下水道・農業集落排水施設への接続を

町ではほとんどの地区で下水道を使用できる状況にあります。しかし、下水道が完成している区域で、下水道に接続していない方がおりますので接続をお願いします。

▼下水道料金／町の平均使用量23㎡で算定した場合は、3,381円/月となります。

▼下水道接続業者／町指定業者が工事を実施できます。

工事を依頼すれば、その後の手続きを業者が行います。

▼その他／下水道・農集排水施設接続工事の費用について、有利な融資制度（山形県住宅リフォーム資金融資）もありますので活用ください。

▼問い合わせ／舟形町役場振興課上下水道班 ☎(32)2111(内線442)

○下水道を使用する時に気をつけましょう

- ①調理クズや食用廃油は流さない…悪臭や詰まりの原因になります。
- ②洗剤は「無リン洗剤」を使わない…処理場の機能に支障をきたします。
- ③風呂場・洗面所・トイレに水に溶けないものや髪の毛を流さない…詰まる原因になります。
- ④ガソリン・シンナー・石油などの危険物を絶対に流さない…大事故の原因となります。

自衛官等募集

種目	応募資格	受付期間	試験日
一般幹部候補生	・22歳以上26歳未満の方 ・20歳以上22歳未満の方で大学を卒業した方	4月1日～ 5月10日	5月15日～16日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の方		5月22日

▼お問い合わせ／自衛隊新庄地域事務所 ☎(22)5057

～国保からのお知らせ～

①「倒産・解雇などによる離職」や

「雇い止めなどによる離職」をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険料が軽減されます

▼対象／失業等給付を受ける方で次に該当する方

- (1) 特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）
- (2) 特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

▼軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。軽減は前年の給与所得を30/100とみなして行います。

▼軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

▼制度が始まる前の失業は対象外ですか？

平成21年3月31日以降に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険料が軽減されます。

②高齢受給者証が変わります

70～74歳までの方の医療機関などでの窓口負担は、3月末まで1割に据え置かれていますが、さらに1年間延長され、平成23年3月末までとなりました。

対象の方には、3月下旬に7月まで利用する高齢受給者証を送付します。古い受給者証は4月1日以降確実に処分してください。

なお、現役並み所得者は3割のままで、受給者証は送付されません。

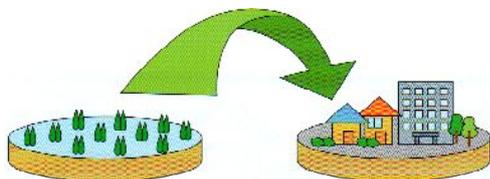


▼問い合わせ／舟形町役場町民課国保税務班 ☎(32)2111(内線335)

農地の転用

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。



なぜ許可が必要か？

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。とくに、耕地面積が狭いうえに人口が多いわが国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作がされていないでも農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

農業用施設用地の転用は？

自己の農地の保全または利用上必要な施設（耕作用の道路用排水路、土留工、防風林等）に転用する場合は、面積に関係なく許可はおりません。温室、畜舎、作業場等農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が2a（200㎡）未満であれば許可はおりませんが届出をお願いします。

相談・問合せは



農地に関するご相談は

舟形町農業委員会事務局
（振興課農政班内）
Tel 32-2111 内線423

農業委員会

農地の利用集積

農地の利用集積とは？

遊休農地の発生防止や解消対策。また、認定農業者や担い手の皆さんが、効率的な農地の有効利用を図れるよう各市町村の農業委員会が農地の利用調整に努めます。

規模を縮小・現状維持したい人

- 農業の後継ぎがない
- 体調が悪くて農作業ができなくなった
- 農機具が古くなったが、更新が難しい
- 兼業や施設型農業に専念したい

規模拡大したい人

- もっと経営面積を増やして、コストを下げたい
- 農地をまとめないと効率があがらない
- 今持っている機械を有効に利用したい人



売買・賃貸・農作業受委託契約の成立

貸し借り、売買は町が「公告」を行って成立します。手続きは簡単で、税や登記の上の数々の特典があります。何より農業委員会が仲介しますので安心です。



舟形町農業委員会活動計画について

舟形町農業委員会では、今年度の農地の賃貸借、売買、転用等の許認可業務や担い手育成や遊休地対策等の促進業務に対する点検評価を行っています。また、併せて今年度の状況を踏まえた上で来年度に向けての活動計画の策定も行っています。皆様のご意見も点検評価や計画策定に反映してゆく計画ですので農業委員会の活動に対する意見や要望などある方は、4月30日（金）まで事務局までお知らせ下さいませようお願いします。

にこにこ通信

平成 22 年 3 月発行 第 23 号



春で～す

月遅れのひな祭りが過ぎると、いよいよ春。明るい光のもと、一気に野も山も活気づいてきます。一年間、支援センターをご利用いただいたお子さんの多くは、4月から保育園児…。毎日元気な顔を見ることができのを楽しみにしています。

4月で支援センターの活動も3年目を迎えます。親子の遊びの場、子ども同士のふれあいの場としてお気軽にご利用ください。

スタッフは、2名が常駐しています。



お内裏さまとお雛さま
笑顔が素敵…可愛いね!

食物せんいを十分とっていますか?

食物せんいは、穀物や大根・人参などの根菜、いも、海草、豆類、きのこなどに多く含まれています。腸の中で水分を吸収してふくらみ、便通を良くする働きをします。腸の掃除役として、普段の食事に意識的に取り入れていきましょう。便秘は、美容の大敵、又、大腸がんの原因のひとつにもあげられています。便秘の予防・改善は、食事の工夫と適度な運動を行うことが大きなポイントです。

し

まかせたよ

ちゅうのめぞうじ

食物せんい

「食育カルタ」より

子育て支援センター「みらい」 4月の日程表

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 午後は閉館	③
④	⑤ 入園式	6 施設開放日	7	8	9 施設開放日	⑩
⑪	12	13 施設開放日	14 遊びの広場	15 お話広場	16 施設開放日	⑰
⑱	19	20 施設開放日	21	22	23 施設開放日	⑳
㉓	26	27 施設開放日	28 遊びの広場	㉑	30 施設開放日	

土曜日、日曜日、祝祭日…○印は休館です。

【ご利用について】

特別な場合を除き月曜日から金曜日まで開館しています。育児相談や遊びの場、育児に携わっている方の情報交換の場としてお気軽にご利用ください。

- ① 来所相談、電話相談 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- ② 遊びの場としての利用 午前 9 時 30 分～11 時、午後 3 時～5 時
お子さんの好きなおもちゃや遊具で自由に遊ばせてください。
- 毎週火曜日と金曜日は「施設開放日」…保育所の遊戯室で遊ぶことができます。
※ただし、園の事業がある場合はセンター内の遊びになります。
- 第 2・第 4 水曜日は「遊びの広場」…簡単な製作を用意しています。
- 第 3 木曜日は「お話広場」…絵本に慣れさせるための試みです。
お子さんの状況に合わせた対応をしたいと思いますので
絵本の苦手なお子さんでも大丈夫！ 遊びに来てください。
※「遊びの広場」「お話広場」は午前 10 時から始めます。

共にふれあい、未来をはぐくむ子育て支援センター

舟形町子育て支援センター「みらい」 ☎ (32) 0232